

# 中世都市ケルンの指導層

魚住昌良

- I まえがき——問題の限定
- II 都市指導層の制度的構成
- III リッヘルツェッへの人的構成（以上本号）
- IV 指導層家系の検討（以下次号）
  - 1) 参審人団体期
  - 2) リッヘルツェッへ期
- V むすび——ミニステリアル学説の展望

## I まえがき——問題の限定

ヨーロッパ中世都市の成立論ないし発展史のなかで、ミニステリアル層が重要な役割を演じてきたことは、シュルツ論文<sup>(1)</sup>の紹介というかたちでやや詳細に立ちいる機会があった<sup>(2)</sup>。その要点は、H. プラーニッツを頂点とするヨーロッパ中世都市史研究の主流が、中世都市を自由な近代社会の原点として捉えようとする視角に捉われて<sup>(3)</sup>、非自由人に由来するとされるミニステリアル層の役割を無視ないし軽視してきたこと<sup>(4)</sup>、にもかかわらず、シュルツ氏がトリエル Trier やヴォルムス Worms の事例に則して克明に実証した如く、有力なミニステリアル層が<sup>コンユラチ</sup>誓約団体や参審人団体の結成に果たした役割が顕著に認められること、しかも彼らは、早くからその経済活動を通じて他の商人層と利害関心を共有する側面を持っていたこと、従って、われわれは、従来のミニステリアル観を根本的に洗いなおして都市史研究のなかに正しく位置付けなおす必要があること、などであった。

ところで、シュルツ論文の出発点がそうであったように、ミニステリアル学説がまず何よりも妥当するのは、差当り上ライン地方の司教都

市についてであり、筆者の前の紹介も、トリエルとヴォルムスについてであった。他の諸地域（たとえば、かのニーダーフランケン）、あるいは、違ったタイプの都市の場合にも妥当するの否か、という設問が直ちに提出されたのは当然である。

実は、シュルツ氏自身もミニステリアル問題を司教諸都市だけに限定して考えているのではなく、また、シュルツ論文に刺戟されて、他の諸都市——司教都市ではない他の諸都市について同じ問題を追求した研究も相次いで発表されている<sup>(6)</sup>。本稿では、引続きシュルツ氏自身の研究の紹介と検討を続けるなかで、中世都市、なかんずくドイツの中世都市のなかでは最も重要なひとつとされるケルン Köln の場合について考察を続けてみたい、と思う。

ケルンは、最近までの中世都市史研究が最も注目してきたいわゆるニーダーフランケン地方に属し、都市共同体成立の過程でも指導的地位を占めたところであり、遠隔地商業の拠点として、いわば代表的な中世都市のひとつであった<sup>(7)</sup>。シュルツ氏も指摘しているように、中世中期、とくに11世紀末から13世紀初頭の歴史に関して、このケルンほど多くの問題が提出され活発な議論を惹起したドイツ都市は少ない、と言っても差支えないであろう<sup>(8)</sup>。従来、都市史研究の必ずしも多くなかったわが国の西洋史研究のなかでも、このケルンについては、比較的多く扱われており<sup>(9)</sup>、われわれの問題を提起する場としても、避けて通ることのできない対象と言わなければならないのである。

中世都市ケルンをめぐって提出されてきたさまざまな問題点の<sup>(10)</sup>すべてに触れることは、この小稿の課題ではない。本稿では、ミニステリアル問題との関連を意識しながら、表題に掲げた中世都市ケルンの指導層の構成と性格を、とくに12世紀から13世紀初頭の時期に限って跡付けることに限定したうえで、主として、ケルンに関するシュルツ論文<sup>(11)</sup>の紹介と位置付けを試みたい、と思う。

## 注

- (1) Schulz, K., *Ministerialität und Bürgertum in Trier, Untersuchungen zur rechtlichen und sozialen Gliederung der Trierer Bürgerschaft vom ausgehenden 11. bis zum Ende des 14. Jahrhunderts* (Rheinisches Archiv 66) Bonn, 1968; Ders., „Die Ministerialität als Problem der Stadtgeschichte — Einige allgemeine Bemerkungen, erläutert am Beispiel der Stadt Worms“ (in: *Rhein. Vjbl.* 32, 1968).
- (2) 拙稿「中世都市におけるミニステリアル層——シュルツ学説を中心として——」(『山梨大学教育学部紀要』第5号, 1974年11月), 同「ドイツ中世都市史研究における司教都市」(国際基督教大学『社会科学ジャーナル』第13号, 1975年3月)
- (3) 拙稿, 前掲「中世都市における……」56頁以下, 同「ヨーロッパの都市史—中世から近代へ—」(『世界史のしおり』75/6号, 帝国書院1975年6月) 5頁以下を参照。
- (4) この辺りの考え方については、シュルツ氏と筆者の間に相異がある。(たとえば、拙稿, 前掲「中世都市における……」74頁以下を参照。)シュルツ氏の場合は、通説が、商業に無縁な封建世界に属する非自由人系の役人ツムツという先入観で捉えたミニステリアル層の実態を考えなおして、都市領主との対抗関係や商人たちとの利害の共通性を指摘しつつ、いわば〔自由な〕都市の重要な構成要素として位置付けようとしているのになら、筆者は、商業にも活潑に携ったこのミニステリアル層を、むしろそのようなものとして、中世都市ともども封建社会のなかに位置付けたい、と考えている。
- (5) たとえば、『史学雑誌』84編5号, 1975年5月「1974年の歴史学界」290頁の木村豊氏の御指摘。なお、この点は1970年秋の西南ドイツ都市史研究会の総括討論においても非常に問題とされた論点のひとつであった(拙稿「中世都市における……」77頁参照)。
- (6) たとえば, Wunder, G., „Die Ministerialität der Stauferstadt Hall“; Bradler, G., „Die Entstehung von Städten und die Ministerialität in Oberschwaben und im Allgäu“ 両者とも、*Stadt und Ministerialität. Protokoll der IX. Arbeitstagung des Arbeitskreises für südwestdeutsche Stadtgeschichtsforschung Freiburg i.Br. 13.-15. November 1970*, hrsg. Maschke, E. u. Sydow, J., Stuttgart 1973
- (7) ミッタイス, 世良訳『ドイツ法制史概説』247頁, 林毅『ドイツ中世都市法の研究』63頁を参照。
- (8) Schulz, K., „Richterzeche, Meliorat und Ministerialität in Köln“ (in: *Mitteilungen aus dem Stadtarchiv von Köln* 60. Heft hrsg. Stehkämper, H., Köln 1971) S. 149  
とくにケルンが活潑な研究の対象となったのは、先ず第一には、この早い時期について非常に豊富な史料が残されている、という事情に由来した。だから、それにも増して、このように豊富な史料の残存にもかかわらず、同市の制度史的・社会史的輪郭の大要は別として、もう少し突込んだ実態となると、さまざまな解釈の

相異を生みだし、絶えず鋭い分析と討論を必要とするような状況にあったことが指摘されねばならないであろう。裁判制度の問題、個別共同体と全市の共同体との関係、商人ギルドの成立、リッヘルツェッへの構成と機能等。

- (9) 宮下孝吉、増田四郎教授らの先駆的な研究に続いては、佐々木克己「1074年のケルン暴動に関する一考察」(『一橋論叢』48巻1号); 同「Conjuratio Coloniae pro libertate 成立の政治過程」(『一橋論叢』53巻5号); 林毅、前掲書第二章など。とくに林氏の論稿は、ケルンに関して現在邦文で読み得る最も包括的で信頼できる叙述でもあるので、本稿では、同市に関する予備的知識の多くをこれに拠らせていただいた。
- (10) 注8の最後の部分参照。
- (11) 以下の叙述は、主として Schulz, a.a.O., S. 150f. に負っている。

## II 都市指導層の制度的構成

ケルン指導層の究明に関してシュルツ氏が主として追求したのは、そのなかで重要な働きをした多くの家系の出自と社会的地位——いわゆるメリオラート (Meliorat, meliores<sup>(1)</sup>) に属するための基盤と前提といった問題であった。メリオラート (ないしメリオーレス) という概念は必ずしも明確ではないが、ともあれ12世紀のはじめには、都市共同体の指導者としての地位を確立していたグループであった。彼らは、シュルツ氏に拠ると、2つの制度ないし機関<sup>インスティトゥチオン・クレミウム</sup>——都市の自治運動の主役を演じ、14世紀にまでいたる市の政治的發展を規定し、経済的社会的にも主導的な働きをした2つの機関を中心集っていた。2つの機関とは、参審人団体 Schöffenkolleg<sup>(2)</sup> とリッヘルツェッへ Richerzeche<sup>(3)</sup> である。

参審人団体の史料の初出は、1103年であるが、疑いもなくもっと古くから存在していた。大司教フリードリヒ Friedrichが“Seniores nostre civitatis”の意思に副って、リュティッヒ Lüttichやユイ Huyの商人たちに対する古い関税条項を回復したときも、この参審人団体の決定に従ったものであった。参審人団体は、ケルンの最高裁判権にかかわるとい  
う本来の機能に加えて、すでに12世紀の前半には、最高の都市当局の性格<sup>シュタットベヘーホルデ</sup>を獲得しており、ケルン市民の自治行政発展の過程で最も早い時期に

関して証明できる機関とされている。そのことは、参審人団体が都市グラーフ *Stadtgraf* や都市フォークト *Stadtvoigt* —— それは貴族たるブルクグラーフ *Burggraf* やミニステリアル出身のフォークト *Vogt* の代理人であり、ほとんどの場合、市民である証人たちの間に現れている——を議長として法律行為を営み、財産関係業務にも携っていた、ということからも明らかであろう。参審人団体の機能・地位の拡大上昇は、とりわけ1149年の一文書から読みとることができる<sup>(5)</sup>。この文書のなかで、都市グラーフと都市フォークト、参審人たちと都市のメリオーレ *デックラーケンヴェーバー* が、敷布織物工たちに彼らの新設の組合を認可し、全敷布織物工たちにこの組合への服従を義務付けているのであるが、ここにおいて、参審人団体が、明確に独立の都市の決定機関のひとつとして登場しているのである。かかるものとして参審人団体は都市印章を携行し、*in domo civicum* に集って会議を開いていた。ここでは、参審人たちが *senatores* と呼ばれていることも注目される。

12世紀のほぼ中期以後になると、参審人たちとともに、もうひとつより大きな人間集団——上述の1149年の文書では *“meliores”* ないし *“viri illustri et tocius civitatis probatissimi”* という名称で言及されている人間集団が登場する。このグループで問題となるのは、いわゆる *“scabinorum fratres”* ないし *“senatorum fratres”* と呼ばれた人びと、すなわち参審人仲間として、参審人の欠員が生じたときの候補者となるべき人びとのことである。参審人団体の役員としては、当初ユーディケス *judices* またはレークトーレス *rectores*<sup>(6)</sup> と呼ばれたフォークトやブルクグラーフの代理人たちが登場していたが、12世紀の後半になると、選挙された参審人長 *Schöffenmeister* も現れた。参審人長たちは、後には元ないし前参審人長、いわゆる参審人功労者として、参審人選挙権をもつ本来の役員ともいべき *officiales scabinorum* の団体を形成するようになる。われわれの問題設定にとって、ここで確認しておくべきことは、参審人と参審人仲間が12世紀のなかごろ、若干の中心的史料のなかで都

市のメリオラートとして現われている、ということである。

リッヘルツェッヘがはじめて史料に登場するのは、1180年である。<sup>(7)</sup>この時には、かって1149年に参審人団体が占めていた諸機能をリッヘルツェッヘが営んでいた。二人の市長たちは、<sup>ビュルゲーマイスター</sup>“consensu officialisum de <sup>ドレクスラー</sup><sup>ブルーゲーシャフト</sup>richerzegheide”に従って輔轡工たちの組合を許可したのである。登記は、<sup>ドウング</sup>“domus burgensium”で行なわれ、彼らの手による都市印章の捺印を得て有効となった。

ツンフト強制権の授与以外にも、リッヘルツェッヘは、<sup>マルクトフェルケー</sup>市場取引の監督権を行使した。ケルンの工業を支配し、市内の商業を取り締ることによって、彼らは、決定的な地位を築いたのである。われわれは、後の史料から、リッヘルツェッヘが<sup>ブルーゲーシャフト</sup>ワイン組合、すなわちワイン酒場の権利の授与を行っていること、さらに市民権の付与にあたって、実質的に参与していることを識っている。<sup>(8)</sup>だが、何よりも重大なのは、毎年交替する二人の市長をその職につけたのは、これらリッヘルツェッヘに属する人たちであった、ことである。選挙は、市長職を経験した職務功労者たち、すなわち、リッヘルツェッヘの<sup>オフィキアール</sup>役員たちによって行われた。

都市の他の諸機関、たとえば<sup>ゾンダーグマインデ</sup>個別共同体や参審人団体の場合でもそうであったように、リッヘルツェッヘの場合も、すでに<sup>フェアディー</sup>〔市長の〕現役を済ませた功労会員、現役〔市長の〕<sup>フェアディー</sup>会員、未経験会員という典型的な三段階の分類が行われていた。リッヘルツェッヘの<sup>オフィキアール</sup>役員たちは、元ないし前市長たちから成立っており、彼らが、年々この未経験グループから次に職務につくべき二人の市長候補を選び出した。選出された市長のうちの一人は、必ず参審人サークルのなかから選ばれ、その結果、リッヘルツェッヘの役員たちの少くとも半分、通常は半分以上が、参審人団体に属する、ということになっていた。参審人団体とリッヘルツェッヘの結び付きは、従って非常に密接であり、非常に多くの場合、同じ人間が両方の職務の経験者である、という結果を伴ったのであった。

## 注

- (1) メリオラートについては、差当り、林、前掲書75頁を参照。
- (2) Schöffen (林、前掲書では審判人) は、本来は司教の、従って都市領主制的機関たる裁判所における判決発見人であったが、常にケルン市民のなかの名望ある階層の出身であり、従ってその限りではすでに市民層の利害を代表するものであった(林、前掲書76頁参照)。
- (3) 単なる有力市民の集りであったメリオーレスが、ギルド的結合を通して固く組織化された富裕者の団体を指す。ツェッヘ Zeche は秩序、組織を意味する(林、前掲書161頁参照)。
- (4) Höhlbaum, K., *Hansisches Urkundenbuch. Bd. 3.* Halle 1886, Nr. 601, S. 385, Schulz, S. 150 に拠る。
- (5) Loesche, H. v., *Zunfturkunde*, Nr. 10; Schulz, S. 151 に拠る。
- (6) iudices, rectores については、差当り、林、前掲書150頁を参照。
- (7) Loesche, a.a.O., Nr. 13; Schulz, S. 151 に拠る。なお、この年の大司教と市民との間に締結された平和証書のなかで、大司教によるリッヘルツェッヘの明示的な承認もなされた(林、前掲書136頁と143頁註17参照)。
- (8) Kuphal, E., *Der Zunftbrief der Kölner Riecherzeche für die Weinbruderschaft, vom Jahre 1277. Mitteilungen* 38, Köln 1926 S. 216-221 など。Schulz, S. 152 に拠る。

## III リッヘルツェッヘの人的構成

リッヘルツェッヘの成立論は、ケルン都市史研究のなかでも最も多く議論された問題に属する。<sup>(1)</sup>ここでは、その膨大な学説史の詳細に立ち入ることは不可能であるが、いずれにせよ、リッヘルツェッヘがケルンの商人ギルドとの、また1112年の *coniuratio pro libertate* との関連で論ぜられてきたことだけは、確認しておかなければならない。<sup>(2)</sup>リッヘルツェッヘがはじめて史料に言及される1180年とその30年ほど前の1149年<sup>(3)</sup>との間の時期に、市民自治の新たな都市機関としてリッヘルツェッヘが成立した、という事実に照らしながら、F.ラウが、この新団体の形成を、この時期に市民たちによって着手された市域拡大、防御施設の強化と結びつけて考えたことは、その論拠の選び方はともかく、一応正鵠を得た推定と見做される。建築工事の実施とそれに要する莫大な財政的負担、そして何よりも旧修道院領域の市域編入が都市(共同体)に新しい課題——<sup>(6)</sup>

従前の参審人団体では負いきれないほどの課題を作りだしたのである。何れにしても、リッヘルツェッヘに関する初期の確実な報告が何れも、市民たちによってすでに実施されていた市域拡大に関する市民たちと大司教との合意文書と時期的に符合することは確かである。<sup>(7)</sup>

リッヘルツェッヘ成立の時期とその背景となった状況については、一応以上の言及に留めるとしても、都市ケルンの新たな発展を大きく規定したこの重要な団体が、一体どのような人びと——どのような社会層に由来する人びとによって主として構成されていたのか、という問いに答えることが、われわれの課題との関連でも重要な関心となる筈である。

この問題の解決を試みた最初の研究者たちのひとりが、中世都市成立論におけるいわゆる荘園法説の主唱者K. W. ニッチェであった。ニッチェは、「*officiales de Rigirzegcheide (= Richerzeche ……筆者)*」は、荘園庁役人のタイトルを持ち、恐らくは、特にミニステリアル身分だけを留保し続けた*officiis curiae*とは区別される<sup>アムトロイテ</sup>職務保持者たちのクラスである<sup>(8)</sup>ことを確認できる、と考えた。このようにリッヘルツェッヘを<sup>アムトトレーガー</sup>司教の職務保持者となっていた下級ミニステリアル層から導きだそうとする試みは、間もなく激しい反論にさらされ、やがて決定的に拒否されることになった。確かに、1074年大司教アンノ—Anno に対するケルン市民の叛乱に際して、ラムペルト年代記の報告にみられるような商人たちと大司教のミニステリアル層とのあいだにある程度の対立が生じたことはよく知られている<sup>(9)</sup>。だが、この一事を別にすれば、ニッチェ説にたいする反論は、何よりも、商人ギルドと密接に結付いて都市の経済生活を指導した諸勢力の連合たるリッヘルツェッヘが、どんなことがあろうとも、ミニステリアー的・荘園法的諸要素と結付く筈がない、という根本構想によって決定的に影響されていた<sup>(10)</sup>。都市のミニステリアルたちは司教〔=都市領主〕の利害の代表者であり、都市の経済に密接な関係を持つものではない故に、リッヘルツェッヘがそのようなミニステリアル層から形成されたなどということとはあり得ない、というので



<sup>100</sup>  
ある。

とは言っても、メリオラートやリッヘルツェッヘ層のなかにミニステリアル層がある程度の影響を及ぼしている、という主張を拒けることは、それほど易しいことではなかった。何故ならば、リッヘルツェッヘや参審人団体の有力メンバーがミニステリアル層に属していたということは、たとえば、1180年のリッヘルツェッヘの職務保持者<sup>アムトロイテ</sup>個々人に関する史料の総括を行ったヘニガーの業績に徴しても明らかとなっていたからである。このような論理的欠陥<sup>102</sup>を埋めるために、人びとは多かれ少なかれ巧妙な定式化を行って事態の糊塗を図ったが、このような矛盾と根本的に対決することはしなかった。それどころか、ミニステリアル層と都市の問題は、少なくとも今世紀の初頭以降について言えば、あのように豊富なケルンの都市史研究の夥しい成果のなかで、若干の脚注を別とすれば、在存していなかった、と言えるぐらいなのである。

今回はじめてシュルツ氏による根本的解明の光があてられるまでの唯一の例外は、L.v.ヴィンターフェルトの研究ぐらいであった。彼女は、「ケルンの商業・資本・都市貴族<sup>パトリチア</sup>」について論じつつ、この問題に厳しく立ち向ったが、他ならぬリッヘルツェッヘに関連して一見以外とも思われる結論に達したのであった。その内容は、「リッヘルツェッヘの最古のメンバーたちの場合、1180年ごろには、市民身分とミニステリアル身分がしばしば同一人物のなかで一緒になっていた。だが、その場合は、前者、すなわち市民としての性質がより強く現われ、第二の性格は、一種の榮譽ないし貴族化<sup>103</sup>というかたちで現われている」というのであった。

ともあれ、リッヘルツェッヘのなかのミニステリアー的要素の存在は認められたのである。それにしても、ヴィンターフェルトに拠れば、シュルトハイス職にあたりホルフ＝フォン＝アーヘン Richolf von Aachen という人物と今一人、史料に一度だけ名前がみえる帝国ミニステリアル身分のハガノ Hagano の兩人に関してだけミニステリアル層の出自が確認されただけであって、「他の家族については、ミニステリ

アール起源を史料に拠って証明することはできない」とされた。もっともライツェ家 *die Raitze*、ツデーンドルフ家 *die Zudendorf* などといった家系にもその可能性がある、なぜならば、それらの家系は、ミニステリアールにして騎士と呼ばれた初期の市民門閥層に属していたからである、というウィンターフェルトの指摘<sup>153</sup>のあることは付言しておきたい。

その後、遠隔地商人層を重視した主流学説の大成者H.プラーニッツになると、当然予想されることながら、ケルンの都市メリオラートにたいするミニステリアール層の関与をもっと低く評価しており<sup>154</sup>、さらにW.ペッターの最近の研究にいたっては、ケルン大司教のミニステリアールをテーマにしなが、この問題に関しては触れようともしていない<sup>155</sup>、という状況であった。

シュルツ氏が中世都市論のなかにミニステリアール問題を正面から持ち込んだのは、このような状況のもと——それは、ケルンに限らず他の諸都市についても概ねあてはまる<sup>156</sup>——においてであったが、すでに紹介もしたように、彼の問題提起は、その後大きな反響を呼び、たとえば1970年の西南ドイツ都市史研究会の共通テーマとしてもとりあげられて<sup>157</sup>、学界共通の関心をひくこととなった。ケルンの指導層を分析するに当たっても、これらの諸成果を念頭におきつつ作業を進めたいと思う。

ところで、証人リスト<sup>ツオイゲン</sup>のなかでの現われ方などからも指導的かつ間もなく騎士身分になってしまうようなミニステリアール門閥とは区別されて、いわば市民的ミニステリアール層 *die bürgerliche Ministerialität* とでも呼び得る層が存在したが、われわれは、シュルツ氏とともに、この階層に着目して、主として12世紀における都市ケルンの発展過程で彼らが果たした役割に注目してゆくこととなる。その際うえて述べたケルン指導層の制度的構成の変遷に対応して、ほぼ2つの時期に分けて考察したい、と思う。まづ1150年ごろ、参審人団体が新しい形態をととのえ最高の都市当局として登場し、ケルンの初期メリオラートのそもそもの中

核となった時期——それは証人リストでは1130年から1160年にかけてのものに現われる——について。その後、12世紀の最後の三分の一期に関して、1180年の史料ではじめて登場するリッヘルツェッへに結集する人間集団についてより立入った検討を加えることとしたい。〔以下次号〕  
(1975年10月31日)

## 注

- (1) たとえば, Lau, F., *Das Kölner Patriziat bis zum Jahre 1325. Mitteilungen aus dem Stadtarchiv von Köln* 24, 25, 26. Köln, 1893-95; Ders., „Beiträge zur Verfassungsgeschichte der Stadt Köln“ (in: *Westdt. Zs. f. Gesch. u. Kunst* 14, Trier 1895); Ders., *Entwicklung der kommunalen Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln bis zum Jahre 1396*, Bonn 1898; Winterfeld, L.v., *Handel, Kapital und Patriziat in Köln bis 1400. Pfingsbl. d. hans. Gesch. vereins XVI*. 1925; Koebner, R., *Die Anfänge des Gemeinwesens der Stadt Köln*, Bonn 1922; Kruse, E., „Die Kölner Richerzeche“ (in: *ZRG GA* 9. 1889); Hoeniger, R., „Die älteste Urkunde der Kölner Richerzeche“ (in: *Beiträge zur Geschichte vornehmlich Kölns und der Rheinlande*, Köln 1895); Philippi, F., „Die Kölner Richerzeche“ (in: *MIÖG* 32 1911); Kuske, B., „Die Bedeutung des Namens der ‘Richerzeche’ in Köln“ (in: *Jb. d. Köln. Geschichtsvereins* 18, 1936) など。Schulz, S. 150 u. S. 152 に拠る。
- (2) Schulz, S. 152; 林, 前掲書135頁, 148頁なども参照。
- (3) この年には市民会館の存在が確認される (林, 前掲書147頁, 160頁)。
- (4) この種のものとしては, ドイツ地域で最も早くかつ規模も最大であった, という。Schulz, S. 153
- (5) Lau, *Entwicklung ...* S. 92; なお, Keussen, H., *Topographie der Stadt Köln im Mittelalter*. Köln 1910, Bd.I, S. 72 は1106年の市域拡大と結びつけて考えている。Schulz, S. 153に拠る。
- (6) 聖セヴェリンSt. Severin, 聖パンタレオンSt. Pantaleon 聖ゲレオンSt. Gereon の各修道院。
- (7) Loesch, a.a.O., Nr. 13; Schulz, S. 153 に拠る。
- (8) Nitzsch, K. W., *Ministerialität und Bürgertum im 11. und 12. Jahrhundert*, Leipzig 1859, S. 21; Schulz, S. 153 に拠る。
- (9) 1074年の反乱については, Lampert von Hersfeldの年代記 (*Lamperti monachi Hersfeldensis annales*) の史料批判を中心とする佐々木, 前掲論文「1074年のケルン暴動……」の考察が発表されている。
- (10) 拙稿「中世都市における……」74頁以下参照。
- (11) 冒頭でも触れたように, 他の地方ではミニステリアル層が商業活動に携っていたとする事例がすでに多く確認されている (拙稿, 前掲75頁参照)。
- (12) Schulz, S. 154 に拠る。
- (13) Winterfeld, a.a.O., S. 68; Schulz, S. 154 に拠る。
- (14) Winterfeld, a.a.O., S. 7; Schulz, S. 154 に拠る。

- (15) Ebd.; Schulz, S. 154 に拠る。
- (16) たとえば Planitz, H., „Zur Geschichte des städtischen Meliorats“ (in: ZRG GA 67 1950) S. 163 など。 Schulz, S. 154 に拠る。
- (17) Pötter, W., *Die Ministerialität der Erzbischöfe von Köln vom Ende des 11. bis zum Ausgang des 13. Jahrhunderts. Studien zur Kölner Kirchengeschichte Bd. 9*, Düsseldorf 1967; Schulz, S. 154 に拠る。
- (18) 拙稿, 前掲56頁以下参照。
- (19) 西南ドイツ都市史研究会の第9回大会。大会公式記録は, 第1章の注6を参照。